



ニュース・レター

NEWSLETTER

平成31年3月1日発行

第21号

2019.3



親の離婚と子どもの生活費

公益社団法人家庭問題センター 理事長 安倍 嘉人
(弁護士・元高等裁判所長官)

昨年6月、若林昌子氏の後任として公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の理事長に就任いたしました。家庭、子どもを巡る様々な問題解決のための援助活動を幅広く行っている組織の運営に関わる責任の大きさを実感していますが、関係機関の皆さん、そして全国の会員と力を合わせて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

裁判官時代に長く家庭裁判所に関わってきたことから、家事事件を通じての問題意識と少年事件を通じての問題意識とがございましたが、常にその関心の中心にあったのは適切な支えを必要とする子どもの幸せのために今何をすべきかということでありました。家事事件のなかでは、両親の離婚紛争の渦中に巻き込まれて心身の健全な成長に懸念がうかがわれる子どもの安定した居場所をどのように用意したらよいかを最も心を悩ませる問題で、調停委員さんや家裁調査官と一緒に親に働きかけをしたケースも少なくありませんでした。少年事件においても、子どもが非行に走った背景に親子関係の問題があるケースを目の前にするにつけ、子どもだけが教育を受け直すのではなく、親も子どもの立ち直りのために何をしなければならぬかを自問自答するよう働きかけることもしばしばでした。

子どもの成長過程において見られる様々な出来事のなかで最もダメージが大きいのは親との離別、特に離婚であるということができると思いますが、この離婚の紛争ないしその解決の過程で、子どものことがどのように位置づけられているかをみると、法制度の面から見ても、その運用の面から見ても、子の最善の利益という観点に照らして、まだ不十分であると言わざるを得ないように思われます。

制度の面からは、先ごろ民法766条が改正されたことは一歩前進といってよいことですが、離婚の問題と子どもの監護の問題が切り離されたテーマとして位置づけられたままとなっているところに問題の根が残されているように思います。協議離婚の届け出に際して子どもの養育費についての協議を行うよう行政面で働きかけを行う運用が始まり、親ガイダンスなどで啓蒙を行うようになったことは心

強いことですが、まだ端緒についたばかりという状況です。

一方、運用の面では家庭裁判所においては離婚調停の運用の改善工夫が進められているようですが、子の最善の利益を具体化する一つの視点として、未成年の子どものある夫婦の離婚を「夫婦の離婚」と枠付けるのではなく、夫婦とその間の子どもによる「家庭生活の解散」と枠付けてはいかかであろうかと考えます。前者の枠付けは、夫婦が離婚することがあくまでもメインテーマで、子どもの生活の場が変更され、親権者が決まり養育費が支払われるなどの事柄は夫婦の離婚に付随するテーマということになります。現在の離婚に際しての当事者の意識、そして家事調停の大方の進め方に近い仕組みとあってよいでしょう。これに対して後者の枠付けは、子どもを家庭生活の解散の当事者として位置づけ、その解散後の全員の生活の在り方を全員で協議して決めることこそが唯一のテーマということになります。

現在の離婚制度の下では、理論的には、夫婦の離婚があってはじめて親権者の指定の必要が生じ、養育費の問題が生じるということになりますが、裁判の場面での審理は別としても、協議や調停における離婚紛争の整理の仕方としては、上記のうち後者の枠付けで紛争解決を図るのが少なくとも現実的で子どもの利益を考慮した解決につながりやすいのではないのでしょうか。例えていえば、前者の枠付けのように離婚やむなしというところから始まるのではなく、仮に親が離婚した場合の子どもの今後の生活を考え、その心身の成長に親の離婚、家庭生活の解散がどのような影響を及ぼすであろうか、その場合の子どもへのマイナスの影響を緩和するために親それぞれは何をしなければならぬか、どちらが監護するのが最善か、生活費はどちらがどれだけ負担するのが適当か、面会交流はどのような形が適当であろうか、など夫婦の離婚を含めた家庭生活の解散後のことをトータルとして話し合い、これらの検討すべきテーマが全体としてセットされてはじめて離婚を具体化することになります。

※最終ページに続きます



子どもの成長を支援ということ

山梨学院大学法学部客員教授・元仙台家庭裁判所長

秋 武 憲 一

1 人の役に立つ仕事について

このところ、テレビや新聞等で年収が何億、何十億円という人たちのことが話題になっています。こういう人たちは、何千、何万人という従業員のいる大企業を経営して、何十億、何百億円という利益をもたらし、従業員とその家族の生活を支えています。こうして多数の従業員たちの役に立ち、感謝もされていることでしょう。しかし、個々の従業員の喜びの顔を思い浮かべることができないと思います。何しろ、従業員たちが多すぎるからです。

私は、すでに定年で裁判官生活を終えています。定年前の約9年間を家庭裁判所で過ごし、家族をめぐる紛争の裁判や調停を担当しました。しかし、何千、何万人という人たちを助け、何十億、何百億円の利益を得ることはしていません。でも、家族間の紛争を解決したことで、悩んでいた人たちを、精神的にあるいは経済的に救ったと思っています（もちろん、裁判の場合には、勝つ人がいれば、負ける人もいますので、憤慨した人もいるかもしれません。）。

私が裁判や調停によって家族間の紛争を解決した場合、その当事者は、私の目の前にいます。つまり、紛争を解決すれば、そのことで喜ぶ人の顔がわかります。裁判や調停は、目の前にいる人のために何かをして、その人の喜ぶ姿を見ることができる仕事です。この点では、先ほどの何億、何十億円という報酬を得る人たちの仕事とは違います。これは、企業と裁判制度の仕組みが違うからです。どちらの仕事が社会のためになるか、どちらがやり甲斐があるかということでもありません。

人にとって、目の前にいる人の役に立ち、その人が喜んでくれるというのは、とても嬉しいことです。何にも代えがたいことです。

これをお読みになる人の中には、裁判や調停にかかわっている人のほかに、子育てや家庭・家族について、いろいろな悩みを抱えている人の相談に乗る仕事をしている人がいることと思います。

人の相談に乗るという仕事は、内容が深刻であったり、解決方法がすぐには見つからなかったりすることも多いので、大変なご苦労をされていることでしょう。

しかし、悩みを抱えている人にとっては、真剣に話を聴いてくれ、一緒に解決方法を考えてくれる人がいるということは、心強いことであり、嬉しいことです。もう少し頑張ってみようという気持ちになるはず。このように、人の相談に乗っている人は、大いに人の役に立つ仕事をしているのです。ここに人生の喜びがあります。声援を送ります。頑張ってください。

2 家庭裁判所における調停について

家庭裁判所は、裁判所ですから、裁判をしますが、調停も行います。調停は、裁判官と民間人である調停委員2名で、紛争の当事者からそれぞれの言い分や事情を聴き、調整を行って、紛争を解決する制度です。これは、裁判とは違います。裁判は、裁判所が事実関係を調べ、法律を適用して結論（判決や審判）を出します。このとき、裁判所は、当事者双方がその結論に納得していなくても判決することができます。しかし、調停は、申立人と相手方の双方が紛争の解決方法について、納得しない限り、成立しません。

これは、調停が当事者の意向を重視する制度であり、当事者が紛争の解決の仕方について、自分で判断し、決定する制度だからです。調停委員会は、紛争について、判断するのではなく、当事者による自主的な解決を支援しているのです。

調停制度は、家族や家庭における紛争は、それが社会における紛争である以上、最終的には、裁判によって解決されるとしても、なるべく、家族や家庭の構成員が自主的に解決するのが望ましいという考えに基づいています。

調停で紛争が解決されると、当事者も嬉しいでしょうが、調停を担当した裁判官も調停委員も本当に嬉しいものです。なにしろ、目の前にいる人たちの紛争を解決することで、しかも、その解決方法に当事者双方が納得しているわけですから、これ以上の喜びはありません。

3 家庭裁判所における紛争について

家族や家庭の問題に悩み家庭裁判所に来る人たちの話をします。

家庭を営み、家族と生活していると、どうしても紛

争が生じます。社会生活において紛争が生じた場合の法的な解決ルールは、民法という法律が定めています。家族間の紛争も原則として、民法の定めによって解決されます。

家庭裁判所において扱う紛争には、いろいろなものがありますが、現在、深刻になっているのは、面会交流と養育費をめぐる争いです。

面会交流というのは、未成年の子どもを実際に育てていない親（たとえば、離婚や別居している親）が子どもと会うこと（面会）と面会以外の方法（手紙、電話、メール等）により子どもと接触を持つこと（交流）です。

民法には、父母が離婚した後における、親権者や監護者とならなかった親と子どもとの面会交流についての規定はありませんでした。しかし、家庭裁判所においては、面会交流は、法律で保護すべき権利であるとされてきました。

現在、民法は、父母は、離婚に際して、面会交流について協議することができると定めています（766条1項）。なお、父母が離婚していなくても、父母の一方が子どもと同居し、他方が子どもと別居している場合には、父母は面会交流について協議することができるとされています。

最高裁判所は、面会交流権といわれているものは、面会交流を求めることができる権利というよりも、子どもの監護のために適正な措置を求める権利であるとしています。これは、父母が子どもに会い、交流をするということは、子どもの健全な成長に有益で、必要なことであるが、面会交流したいという父母の要望よりも、子どもの福祉を第一に考えるべきであるということです。

面会交流の争いは、これを行うべきか、行うとしたら、どのようにするかという点をめぐるものです。本来、こうしたことは、父母が子どものことを第一に考えて、協議して決めるべきです。しかし、父母の協議によって決めることができない場合があります。このときは、家庭裁判所が審判（裁判）により決めます。なお、調停手続で父母が協議（合意）することもできます。

面会交流は、子どもと同居していない父母が、子どもと同居している父母に対し、子どもと会わせるように求めるというものが一般的です。しかし、子どもの父母が別居しているというのは、離婚しているか、離婚してはいないが夫婦仲がうまくいっていないということです。そのため、離婚や別居の原因等について対

立があり、感情的にもなっています。こうした父母が、子どもとの面会交流について協議したり、協議内容をまとめたりするのは難しいことです。

先ほど説明したように、面会交流は、子どもの健全な成長に不可欠なものです。子どもの父母は、離婚したり、別居していたりしていても、子どもを健全に成長させる義務があります。したがって、離婚や別居の原因と面会交流を行うべきか否かということは、直接の関係はありません。しかしながら、離婚や別居をした父母は、子どもの健全な成長ということよりも、現在の自分の感情や生活に関心を向けがちです。そうすると、子どもための面会交流であるのに、子どもの都合を考えずに、また、相手方に対する感情等から、無理矢理に面会交流を求めたり、逆にさしたる理由もないのに面会交流を拒むということになります。これでは、子どもの成長に支障が生じます。

現在、家庭裁判所では、面会交流が子どもの健全な成長に必要であり、重要であるという考えに基づいて、審判（裁判）や調停が行われています。その際、面会交流することが、その子どもの健全な成長にどう影響を及ぼすのか、どのような交流の在り方が適切なのかを、なるべく個別的にしかも具体的に検討しています。

次に、養育費の話をしていきます。養育費というのは、未成年の子どものお金のことです。子どもは、自分で生活することができないので、だれかが面倒を見なければなりません。そのための生活費のことを「養育費」といいます。子どもが健全に成長するには、衣食住が満たされなければなりません。しかし、それだけではなく、必要な教育を受けられなければなりません。したがって、養育費には、食事や衣服等の日常生活を送るために費用のほかに、教育に必要な費用も含まれます。

民法は、親は、子どもを扶養する義務を負っていると定めています（民法877条1項）。この扶養義務の内容は、親がまず自分の生活を維持し、これを犠牲にしない限度で、子どもに対して最低限の生活をさせればよい（これを「生活扶助」といいます。）というのではなく、子どもに対して自分の生活と同程度の生活を保障しなければならない（これを「生活保持」といいます。）というものです。

ところで、夫婦が共同生活を送る場合には、当然のことながら共同生活のための費用がかかります。この費用のことを「婚姻費用」といいます。民法は、婚姻費用については、夫婦の双方のそれぞれの資産や収入、

その他一切の事情を考慮して分担すべきであると規定しています（民法760条）。要するに、夫婦は、それぞれの資力に応じて相互に生活費を分担する義務を負っているということです。分担義務の内容は、「生活扶助」ではなく「生活保持」です。つまり、夫婦は、同等の生活を営む権利があるのです。

夫婦は、子どもがいる場合には、共同して子どもを育てなければなりません。したがって、そのための費用である養育費も婚姻費用に含まれます。

夫婦が離婚すると、婚姻が解消されるので、それぞれの生活費は自分たちでまかなうこととなります。夫婦が離婚する場合、その間に未成年の子どもがいれば、父母の一方が親権者になり、子育てをします。これには、費用がかかりますが、親権者となった父母だけが負担すべきではありません。親権者とならなかった親も負担しなければなりません。なぜなら、子どもの父母は、離婚したとしても、子どもを健全に成長させる責任があるからです。子どもの父母は、離婚や別居等にかかわらず、子どもの養育費を負担しなければならないのです。

民法は、負担の程度等については、父母が協議して決めるべきであるとしています（766条1項）。自分たちの子どもをどのように育てるかは、父母が協議して決めます。それゆえ、養育費についても、子どもの両親が協議しなければなりません。協議することができない場合には、家庭裁判所が決めます。これが養育費の審判（裁判）です。

養育費は、それがないとただちに子どもの健全な成長に支障をきたします。そこで、養育費の争いは、早く解決されなければなりません。養育費や婚姻費用についての協議や家庭裁判所の判断に時間がかかれば、きちんとした子育てはできません。その間にも、子どもは成長するからです。そのため、養育費や婚姻費用を迅速かつ簡易に決められるように、「養育費・婚姻費用の算定表」が作成されているのです。

4 面会交流と養育費の支援について

このように、面会交流や養育費は、子どもの健全な成長に欠かせないものです。したがって、必要な面会交流ができなかったり、養育費の支払がされなかったりすれば、子どもの成長が妨害されます。子どもは、次代の世界を担う存在です。それゆえ、子どもの成長を妨害するということは、次代の発展を妨害するということです。何より、現に成長している子どもの人権が侵害されます。したがって、こうしたことは、子ど

もの親の問題であり、父母だけで解決すべきであるなどと自己責任の問題にしてはいけません。これでは、子どもを含めた健全な社会が成り立たないこととなります。

それゆえ、子どもの父母は、面会交流や養育費が子どもの成長に絶対に欠かせないものであるということ、十分に考えて、協議をしなければなりません。また、協議がまとまったり、裁判所によって、面会交流することや養育費を支払うことが命じられたりした場合には、それは迅速かつ確実に実現されなければなりません。これが任意に行われない場合には、強制的に実現することとなりますが、面会交流や養育費の強制執行には、性質上、限界があります。

そこで、面会交流の実施や養育費の支払については、これが円滑かつ確実に行われるように、社会が支援する必要があります。具体的にいえば、行政や民間のNPO、弁護士会や市民団体等による支援活動です。

現在、社会において所得格差が広がり、生活に苦しんでいる人がいます。また、心身の故障によって自力で生活することができない人もいます。こういう人を放置すると、社会の成り立ちが損なわれます。それゆえ、こうした問題は、早急に何とかしなければなりません。

面会交流や養育費の問題も、子どもが次代の世界を担う存在である以上、放置してはいけないことがらです。これは、その子どもや親だけではなく、現在及び将来の社会の問題だからです。

どのように子どもの成長を支援したらよいか、どの程度の支援をすべきかについては、いろいろと検討しなければなりません。そのためには、行政と支援団体等が協力する必要があります。

なお、支援のやり方も面会交流と養育費では異なりますが、面会交流については、長い間これに取り組んできた家庭裁判所にノウハウがあります。こうした家庭裁判所において面会交流に携わった人たちの知識や経験を活用すべきでしょう。家庭裁判所以外にも、弁護士や支援団体、福祉関係の機関や団体において面会交流の問題に取り組んできた人たちもたくさんいます。こうした人たちも知識や経験を有しています。したがって、これを大いに活用すべきです。

現在、何よりも必要なことは、社会全体が、子どもが健全に成長するということについて、もっと関心を寄せることです。それが子どもの成長を支援する一番の方法だと思えます。

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取組み



養育費専門相談員 山田 今子

熊本市健康福祉局 子ども未来部子ども支援課

2016年4月14日午後9時26分にマグニチュード(M)6.5の前震、16日午前1時25分にM7.3の本震が起きて最大震度7を2度観測した熊本地震からやがて3年。今なお仮住まいで生活再建に不安を抱える人も少なくありません。散在する更地は当時の記憶を呼び起こし痛々しくもあります。思い起こせば、前震翌日は、各々の恐怖体験を時おり笑顔を交えながら報告することができたのですが、本震以降は表情が一変し笑顔が消えました。動物園からライオンが逃げた、とか、数時間以内にもっとすごい地震が来る、などのデマを信じ込んで暗くて長い夜を過ごしました。時間と共に被害の状況が報道されると、テレビや新聞の文字が涙でかすんだこともありました。

しかし、職場の窓から望む復興のシンボル熊本城は着々と姿を変え熊本県民を励ましてくれます。熊本城と共に復興を成し遂げられるよう願うばかりです。昨年は北海道地震や台風被害と多くの災害がありました。被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

私の職場は熊本市の中心、中央区の熊本市役所3階にあります。児童手当や保育園、児童扶養手当等の手続きや地域に密着している保健師の方々と同じフロアです。私はこのフロアで養育費取得に関する相談をはじめ、離婚前後に関わらず家庭問題の相談を受けています。手続きで来課された人、妊婦検診や育児相談で保健師に悩みを打ち明けた人、戸籍係へ離婚届を貰いに来られた人で未成年のお子様がいらっしゃる人等、様々な悩みや不安を抱えている方とお会いします。養

育費の取り決めや養育費を取り決めたにも関わらず滞った場合については、養育費が確実に約束できる性質のものではないため、相手方と関わりたくない、どうせ決めても払ってくれない、と諦めてしまう人が圧倒的です。養育費の意味を説明し、未成年のお子様に関わって請求するのが一緒に暮らす親の義務と説得しますがなかなか確保に至らないのが実状です。そのような環境の中で、最近は離婚前の相談が増えたことにより、全体の相談件数が増加傾向にあります。中央区で養育費相談を始めて10年が経ち、新たな試みとして、11月から子育て世帯が多く、車で行きやすい東区で相談受付を開始したところ、中央区まで相談に行けなかった方の掘り起こしにつながり、予想以上の成果を挙げ、今後の取り組みとして検討しているところです。ほかにも熊本市母子家庭等就業・自立支援センターでは、10月から面会交流支援事業を開始し、養育費のことだけでなく面会交流にもつながるよう支援をしております。

相談員になって5年。誰かのお役にたてたら、と思っていたのですが、相談者から教わり、育てていただいたことに気づかされます。これからも相談者の生活や心身の安定、そして健全なお子様の成長のために何ができるか、を相談者と一緒に考えていきたいと思っています。



笑顔でまわりを明るくする山田さん



震災前の熊本城の勇姿



復興が進む熊本城

※巻頭言の続きです

このような後者の枠組みで話し合いをするということになれば、子どもが相応の年齢に達していれば参加することも現実的となるでしょうし、参加には早いとしても両親としては協議の場に子どもがいれば影の当事者としていっていることを意識しながら協議に臨むことになるでしょう。

FPICが厚生労働省から委託を受けている養育費相談支援事業にかかる養育費の相談の実情や家事調停、家事審判の状況をお聞きすると、養育費を巡る親同士の協議が難しいことが少なくないようですし、各地の養育費相談窓口での対応にも苦心されていることと思いますが、養育費を巡る紛争が激しい対立となるのも、離婚紛争の解決の枠組みを上記の「夫婦の離婚」で捉えることに一因があるようにも思われます。この枠組みでは、まず離婚の問題が取り上

げられ、その方向が固まって、次いで養育費の問題に移るという流れになりますが、すでに離婚問題で夫婦がバトルモードに入っていれば、養育費の「分担」も双方のバトルモードの延長線上で、子どもを脇に置いた形で議論することになりますから、話をまとめるのも容易ではないということになるでしょう。これを「家庭生活の解散」の話し合いとして解決を図るとなれば、夫婦の間の分担ではなく当事者である親と子どもの間でのいわば「扶養」に関する協議という関係として、親としても子どもとも向き合うなかで冷静に考える余裕がでてくるのではないのでしょうか。今後、この場合の子どものサポートの在り方を含めて更に検討が必要ですが、離婚の話し合いの運用における工夫を期待したいと思います。

お知らせ

2019年度の研修日程をお知らせします。ふるってご参加ください。

- 1 専門相談員等研修会
 - 7月4日(木) 午後～5日(金) 午前
 - としま産業振興プラザIKE・BIZ
- 2 全国研修会及び地域研修会
 - ・北海道地域 5月30日(木) 札幌市かでの2・7
 - ・中部地域 6月14日(金) 名古屋市ウィンクあいち
 - ・中国地域 10月3日(木) 広島市まちづくり市民交流プラザ
 - ・東北地域 (全国研修会を兼ねる)
 - 10月24日(木)～25日(金) 仙台市
 - ・四国地域 11月14日(木)
 - 徳島市 (徳島県主催のブロック研修会と合同開催)
 - ・関西地域 9月12日(木) マイドーム大阪
 - ・九州地域 12月初旬を予定
 - ・関東地域 2020年1月を予定

研修会の開催通知が届いていない市町村や母子家庭等・就業自立支援センターが散見されます。養育費相談支援センターからは、研修日程の約2か月前には開催通知を发出し、参加申込み期限を約1か月前にしています。お手元に開催通知が届かない場合には、自治体の御担当課又は当センターに直接お問合せください。

当センターは「参加確認書」を发出した方の数で資料を作成しています。研修参加のお申込みが自治体や団体で一括される場合でも、「参加確認書」は必ず参加者が各自でご持参ください。

なお、当日、「参加確認書」の提出がないと、参加をお断りする場合がありますので、研修の一週間前でもお手元に届かない場合には、当センターへお問い合わせください。

編集後記

- ★センター開設以来、ニュースレター一年2回発行を続けて10年、今回が21号となりました。各地への取材も楽しみつつ、皆様と最新の情報や考え方を共有することを第一に編集してきました。今後もご支援をお願いします。(山)
- ★昨年8月末から地域研修で全国を回らせていただき、研修参加された支援員、相談員の皆さんの熱い思いをいずれの地域でも実感しました。本誌が全国の支援員、相談員の皆さんの相談・支援に対する思いのつながる場になればと改めて思います。(長)
- ★10月に青森県で実施された全国研修会は、青森県の職員の方や自立支援員さんが意欲的に準備してくださり、大盛況でした。私事ですが、最近(8ヶ月)は歩行器を乗りこなし、私が帰宅すると満面の笑みを浮かべて玄関までお迎えに来てくれます(^^)(エビ)
- ★念願の手話教室に通い始めて早10ヵ月。硬くなった頭で不器用な指先に指令がいくのに時間がかかり、次のコースは諦めようと思いついていました。ところが、最近24年ぶりに大好きなドラマの再放送を見た時、主人公の手話を少し読むことができたことにビックリ!!
もう少し続けていこうかなって思えるようになりました。(高)

養育費相談支援センター (厚生労働省委託事業)

(公益社団法人 家庭問題情報センター)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-29-19 池袋KTビル10階 TEL 03 (3980) 4194 FAX 03 (6411) 0854

☐ メールアドレス info@youikuhi.or.jp